

○1 回あたりの単価請求について

浦添市においては、介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という。）を平成 28 年 3 月より開始している。総合事業の開始以来、介護予防訪問（通所）介護相当サービスは月額包括報酬での請求をするようお知らせしていた。この度、「サービスの利用実績に応じた請求」及び「多様なサービス（一般介護予防事業を含む）の利用促進（併用）」の観点から、1 回あたりの単価請求についても利用できるようにする。

1. 請求方法

1 回あたりの実績に応じた請求とする。

2. 対象となるサービス

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス（みなし）
- ② 介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス（独自）
- ③ 介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービス（みなし）
- ④ 介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービス（独自）

3. 適用期間

8 月サービス提供分から適用。

○1回あたりの単価請求について

1回あたりの単価請求（添付資料 No.1）

1回あたりの実績に応じた請求についての詳細は下記のとおりである。

種類	算定項目	対象者
訪問サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・週1回程度 267 単位 / 回 (1月の中で全部で4回まで) ・月4回を超える場合 1,172 単位 / 月 	事業対象者・要支援1・要支援2
	<ul style="list-style-type: none"> ・週2回程度 271 単位 / 回 (1月の中で全部で5回から8回まで) ・月8回を超える場合 2,342 単位 / 月 	事業対象者・要支援1・要支援2
	<ul style="list-style-type: none"> ・週2回を超える程度 286 単位 / 回 (1月の中で全部で9回から12回まで) ・月12回を超える場合 3,715 単位 / 月 	※週2回超は事業対象者・要支援2のみ
通所サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援1と事業対象者 380 単位 / 回 (1月の中で全部で4回まで) ・月4回を超える場合 1,655 単位 / 月 	事業対象者・要支援1
	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援2と事業対象者 391 単位 / 回 (1月の中で全部で5回から8回まで) ・月8回を超える場合 3,393 単位 / 月 	事業対象者・要支援2

訪問サービスの請求例

- 週に1回程度の利用者に対し、1か月に4回サービスを提供した。
→**267** 単位 × 4回 = **1,068** 単位 (≠**1,172** 単位 / 月)
- 週に1回程度の利用者に対し、1か月に5回サービスを提供した。
→**1,172** 単位 (≠**267** 単位 × 5回 = **1,335** 単位)
- 週に2回程度の利用者に対し、1か月に8回サービスを提供した。
→**271** 単位 × 8回 = **2,168** 単位 (≠**2,342** 単位 / 月)
- 週に2回程度の利用者に対し、1か月に9回サービスを提供した。
→**2,342** 単位 (≠**271** 単位 × 9回 = **2,439** 単位)
- 週に2回程度の利用者で、1か月に9回サービスを提供予定であったが、都合（体調不良等）により1か月に5回の提供した。
→**271** 単位 × 5回 = **1,355** 単位 (実績に応じた請求)

○1回あたりの単価請求について

通所サービス

- (1) 要支援1の利用者に対し、1か月に4回サービスを提供した。
→380単位 × 4回 =1,520単位 (≠1,655単位 / 月)
- (2) 要支援1の利用者に対し、1か月に5回サービスを提供した。
→1,655単位 (≠380単位 × 5回 =1,900単位)
- (3) 要支援2の利用者に対し、1か月に8回サービスを提供した。
→391単位 × 8回 =3,128単位 (≠3,393単位 / 月)
- (4) 要支援2の利用者に対し、1か月に9回サービスを提供した。
→3,393単位 (≠391単位 × 9回 =3,519単位)
- (5) 要支援2の利用者で、1か月に9回サービスを提供予定であったが、都合（体調不良等）により1か月に5回の提供した。
→391単位 × 5回 =1,955単位 (実績に応じた請求)